

塩竈市立病院「居宅介護支援事業所」運営規程

(事業の目的)

第1条 塩竈市が開設する塩竈市立病院居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の適正な運営管理を行うとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮をして行う。
 - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 塩竈市立病院
- (2) 所在地 塩竈市香津町7-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (1) 居宅介護支援専門員 2名以上

居宅介護支援専門員は、居宅介護支援の提供を求められた場合には、利用者の希望を基礎として被保険者の認定に基づいた居宅サービス計画を作成する。又必要時において継続的な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。国民の祝日及び12月29日から1月3日までは休日とする。
- (2) 営業時間午前8時30分から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 要介護認定の申請に係わる援助
- (2) 居宅サービス計画の作成に関する業務
事業所ないしは利用者宅等において利用者の相談を受けた上で、利用者の状況により課題分析を行い、介護計画原案を作成するものとする。
また、居宅サービス計画の作成に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅介護サービス事業所等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得るものとする。
- (3) サービス担当者会議等の開催
居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- (4) 居宅サービス計画の確定
介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- (5) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- (6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価
居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (7) 地域ケア会議における関係者間の情報共有
地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、塩竈市・多賀城市・利府町・七ヶ浜町・松島町とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行う。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理等)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止の関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 居宅介護支援事業所は、居宅介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
 - 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
 - 4 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

附則 この規定は、平成12年1月4日から施行する。
この規定は、平成14年4月1日変更施行する。
この規定は、平成15年4月1日変更施行する。
この規定は、平成17年4月1日変更施行する。
この規定は、平成18年4月1日変更施行する。
この規定は、平成20年4月1日変更施行する。
この規定は、平成22年4月1日変更施行する。
この規定は、平成25年4月1日変更施行する。
この規定は、平成27年12月1日変更施行する。
この規定は、平成30年5月1日変更施行する。
この規定は、令和3年9月1日変更施行する。
この規定は、令和5年5月1日変更施行する。
この規定は、令和6年4月1日変更施行する。